

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、
の翌日)

目 次

◇ 告 示

- 保険医療機関の指定
- 土地改良事業の変更計画の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業の認可(六件)
- 換地計画の変更の適可の決定
- 土地の用途廃止
- 道路の位置の指定
- 採石法による業務管理者試験の実施

告 示

鳥取県告示九十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基つき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険業局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十

二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十八年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
谷口 医 院	鳥取市南町四二五	昭和四十八年一月十四日
西 本 医 院	八頭郡船岡町大字見規中 一五三	一 日
清水 齒科 医 院	鳥取市賀露町灘端	〃
今田 齒科 岩倉 医 院	〃 岩倉上樋掛四五二の七	〃
灘尾 齒科 医 院	東伯郡東伯町徳万	十四日
明石 齒科 診 療 所	西伯郡名和町御来屋 宇西大草松一三三ノ四	一 日

鳥取県告示第百号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定に基つき、県営土地改良(大栄地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備)事業の変更計画を定めたので、土地改良法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第三十七号)による改正前の土地改良法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第四項の規定の例により次のとおり告示する。

昭和四十八年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人はこの告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百一号

昭和四十七年十一月二十五日付で八東町長から申請のあつた土地改良(広留野地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第三十七号)による改正前の土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十八年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二号

溝口町長から申請のあつた町営土地改良(富江地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百三号

岩美町長から申請のあつた町営土地改良(岩常地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百四号

名和町長から申請のあつた町営土地改良(下原地区農道整備)事業は、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五号

溝口町長から申請のあつた町営土地改良（谷川地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六号

名和町長から申請のあつた町営土地改良（中田地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七号

名和町長から申請のあつた町営土地改良（東坪地区農道舗装）事業は、土

地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八号

昭和四十七年十月二十三日付で八頭郡八東町大字北山六三番地島土地改良区から申請のあつた島地区の換地計画の変更については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十三条の四第二項において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類
変更換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間
昭和四十八年二月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所
八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができ

鳥取県告示第百九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年一月三十日から用途廃止した。

昭和四十八年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積 (平方メートル)	用 途
鳥取市西品治字田島前ノ二 六三五ノ一 番地先	九〇・〇三	道路敷

鳥取県告示第百十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十八年二月二日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十八年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市瓦町二五九	鳥取市西品治字猿尾ノ間ノ一 四	幅員 四・〇〇メートル 五・一〇メートル
岸 本 友 未	二四ノ二、八八三ノ五二	延長 三五・〇〇メートル

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、昭和47年度の業務管理者試験を次のとおり実施する。

昭和48年2月2日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 試験を施行する場所及び期日
ア 場所 鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁講堂
イ 期日 昭和48年3月25日（日曜日）午前10時から正午まで
- 受験願書の提出期限及び提出先
ア 提出期限 昭和48年2月28日（郵送による場合は、2月28日までの消印があるものは有効とする。）
イ 提出先 住所地为管轄する土木出張所総務課管理係
- 受験願書
住所地为管轄する土木出張所総務課に備え付けの所定の用紙によること。
- その他
詳細については、土木部河港課又は土木出張所総務課に問い合わせること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価 一冊一箇月三百円（送料を含む。）】